

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

目次	ページ
告示	1
道路の供用開始(五七四、五七六・道路課)	1
建築基準法による道路位置の指定(五七七・山本地域振興局建設部)	1
公告	1
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(雄勝地域振興局総務企画部)	1
特定調達契約に係る落札者の決定(脳血管研究センター)	2
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)	2
土地改良区の役員の就任の届出(山本地域振興局農林部)	2

秋田県告示第五百七十四号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

## 告 示

申請者の住所及び氏名	能代市万町七番十二号 鈴木 誠悦
道路の位置の指定箇所	能代市大手町四十八番の二の内及び五十六の内
道路の延長	六十五・九九メートル
道路の幅員	四メートル
指定年月日	平成十八年六月二十六日

## 公 告

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七條の六

第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成十八年七月十八日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量

平成十八年七月十八日

秋田県知事 寺田 典城

道路の種類	路線名	区 間
一般国道 百五号		由利本荘市小栗山字倉手三十九番一から四十一番一まで

- 一 供用開始の区間
- 二 供用開始の期日 平成十八年七月十八日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 場所 建設交通部道路課  
 期間 平成十八年七月十八日から同月三十一日まで

秋田県告示第五百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十八年七月十八日

- 一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田 典城

道路の種類	路線名	区 間
一般国道 百五号		由利本荘市小栗山字腹巻倉十五番三地先から三十二番八地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十八年七月十八日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (二)(一) 場所 建設交通部道路課  
 期間 平成十八年七月十八日から同月三十一日まで

秋田県告示第五百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十八年七月十八日

- 一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田 典城

道路の種類	路線名	区 間
一般国道 百五号		由利本荘市小栗山字石橋八十八番四地先から九十番地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十八年七月十八日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 場所 建設交通部道路課  
 期間 平成十八年七月十八日から同月三十一日まで

秋田県告示第五百七十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。  
 平成十八年七月十八日

秋田県知事 寺田 典城

- (二) 普通旋盤 一台
- (三) 購入物品の仕様等  
 入札説明書及び仕様書による。  
 納入期限  
 平成十八年十一月三十日(木)

(四) 納入場所  
秋田県立湯沢商工高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一二 〇八五七 湯沢市千石町二丁目一番十号  
秋田県雄勝地域振興局総務企画部出納室出納班(電話番号 〇一八三 七三 八一九一)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年七月十八日(火)から同月三十一日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所  
平成十八年八月三日(木)午前十一時  
秋田県雄勝地域振興局庁舎 第一会議室

五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十六条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効  
秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他  
詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成十七年政令第百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十八年七月十八日

一 落札に係る物品の名称及び数量  
秋田県知事 寺田典城  
医事会計システム 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
秋田県立脳血管研究センター事務部総務管理班 秋田市千秋久保田町六番十号

三 落札者を決定した日  
平成十八年七月四日

四 落札者の名称及び住所  
ソリューションシステム株式会社 秋田市保戸野八丁二十五番七号

五 落札金額  
六千五百九十四万円

六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日  
平成十八年五月十六日

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十八年七月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあつた年月日  
平成十八年六月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人あんず

三 代表者の氏名

藤嶋 照明

四 主たる事務所の所在地  
秋田県北秋田市旭町十三番十四号

五 定款に記載された目的  
この法人は、精神障害者及びその他の障害者に対して、社会復帰を推進するため、生活指導・作業指導などを通して就労支援を行い、障害者の地域での自立に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、二ツ井町富根土地改良区から次のとおり役員の内、就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十八年七月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 就任理事の住所及び氏名  
能代市二ツ井町飛根字羽立八十九番地 工藤 誠一

二 就任監事の住所及び氏名  
能代市二ツ井町飛根字羽立八十六番地 工藤 徳一郎

発行者 秋 田 県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 862 8766 FAX 863 0005  
E-mail: matsubara@matsubaramatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原 繁 雄

